

令和7年 6月 1日

社会福祉法人霧島市社会福祉協議会
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（第3回）

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年6月1日～令和10年3月31日までの3年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1： 全社員の一月当たりの平均残業時間を10 時間以内とする。

<対策>

- 令和7年6月～ 部署ごとに業務内容の見直しを実施し、効率化に向けての計画を策定する。
- 令和7年7月～ ノー残業デーを設定し、管理職も含めた完全定時退社とする。
- 令和7年8月～ 管理職を対象とした業務効率化に関するアンケートを実施する。
- 令和7年9月～ 全社員を対象として、長時間労働削減、業務効率化に関するアンケートを実施する。
- 令和7年10月～ アンケート結果をもとに、業務効率化の施策を検討し、実施する。
- 令和8年4月～ 部署ごとに実施状況を調査し、取組の見直しを検討する。